

# 福岡県公報

令和元年十一月二十二日  
第五十七号  
増刊 ①

## 目次

告 示 (第四百三十四号・四百三十五号)

○福岡県造林事業交付金交付規程の一部を改正する告示 (林業振興課) ……………一

○福岡県造林事業補助金交付規程の一部を改正する告示 (林業振興課) ……………三

## 告 示

### 福岡県告示第四百三十四号

福岡県造林事業交付金交付規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和元年十一月二十二日

福岡県知事 小川 洋

福岡県造林事業交付金交付規程の一部を改正する告示

福岡県造林事業交付金交付規程 (平成二十三年一月福岡県告示第二百三十一号の三)

の一部を次のように改正する。

別表三を次のように改める。

別表 3 特定森林再生事業

事業の区分	事業主体	事業の規模	交付金の額	事業の実施要件	
森林緊急造成	人工造林	(ア) 市町村（ただし、事業主体が自ら所有する森林以外で森林所有者と協定を締結した森林、森林経営管理法第 4 条の規定により市町村が経営管理権の設定を受けた森林、又は寄附や分収林契約解除等により公有林化した森林で実施する場合に限る。） (イ) 森林整備法人等、森林組合等、特定非営利活動法人等、民間事業者（ただし、事業主体が自ら所有する森林で実施する場合を除くこととし、地方公共団体及び森林所有者と協定を締結した場合に限る。）	1 施行地の面積が 0.1 ヘクタール以上（付帯施設等整備及び森林作業道整備を除く。）	当該事業に要した経費について、知事が査定した額の 40 パーセント。ただし、事業主体が市町村及び森林整備法人等の場合は、当該事業に要した経費について、知事が査定した額の 50 パーセント。	農山漁村地域整備計画に基づき行う事業とする。
	樹下植栽等				
	下刈り				
	雪起こし				
	倒木起こし				
	除伐				
	付帯施設等整備				
	鳥獣害防止施設等整備				
	林内作業場及び林内かん水施設整備				
	林床保全整備				
	荒廃竹林整備				
被害森林整備	人工造林	(ア) 市町村（自ら所有する森林で事業を実施する場合、森林所有者と協定を締結して事業を実施する場合、又は、森林経営管理法第 4 条の規定により経営管理権の設定を受けて事業を実施する場合に限る。） (イ) 森林整備法人等、森林組合等、特定非営利活動法人等、森林経営計画策定者又は民間事業者（自ら所有する森林で実施する場合でなく、かつ、市町村及び森林所有者と協定を締結して事業を実施する場合に限る。また、森林経営計画策定の場合は、当該者が策定した計画の対象森林を含む林班内に存する森林において事業を実施する場合に限る。）	1 施行地の面積が 0.1 ヘクタール以上（付帯施設等整備、森林作業道整備及び森林保全再生整備を除く。）	当該事業に要した経費について、知事が査定した額の 40 パーセント	農山漁村地域整備計画に基づき行う事業とする。
	樹下植栽等				
	下刈り				
	雪起こし				
	倒木起こし				
	枝打ち				
	除伐				
	保育間伐				
	更新伐				
	付帯施設等整備				
	鳥獣害防止施設等整備				
林内作業場及び林内かん水施設整備					
林床保全整備					
荒廃竹林整備					
保全松林緊急保護整備	保全松林健全化整備	市町村、森林所有者、森林組合等、森林整備法人等、森林所有者の団体及び森林経営計画策定者（ただし、当該計画の対象森林を含む林班内に存する森林において事業を実施する場合に限る。）、民間事業者とする。	1 施行地の面積が 0.1 ヘクタール以上（付帯施設等整備及び森林作業道整備を除く。）	当該事業に要した標準経費の 70 パーセント	農山漁村地域整備計画に基づき行う事業とし、松くい虫被害対策の実施について（平成9年4月7日9林野造第105号林野庁長官通知、以下同じ。）に基づき公益的機能の高い健全な松林の整備を行う事業とする。
	衛生伐				
	松林保護樹林帯造成				
	人工造林				
	樹下植栽等				
	下刈り				
	雪起こし				
	倒木起こし				
	除伐				
	保育間伐				
	更新伐				
付帯施設等整備					
鳥獣害防止施設等整備					
荒廃竹林整備					
森林作業道整備				農山漁村地域整備計画に基づき行う事業とする。	

(備考) この表で使用する用語の意義は、農山漁村地域整備交付金実施要綱、農山漁村地域整備交付金実施要領、森林環境保全整備事業実施要綱及び森林環境保全整備事業実施要領で使用する用語の例による。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、改正後の福岡県造林事業交付金交付規程の規定は、令和元年度分の交付金から適用する。

福岡県告示第四百三十五号

福岡県造林事業補助金交付規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和元年十一月二十二日

福岡県知事 小川 洋

福岡県造林事業補助金交付規程の一部を改正する告示

福岡県造林事業補助金交付規程（昭和五十四年十一月福岡県告示第千六百七十六号）の一部を次のように改正する。

別表一事業の区分の欄中「樹下植栽等（ア）・（イ）」を「樹下植栽等」及び「枝打ち（ア）・（イ）・（ウ）」を「枝打ち」に改め、回表事業主体の欄中「及び森林法」を「、森林経営管理法（平成30年法律第35号）第36条第2項の規定により県が公表した民間事業者（以下「民間事業者」という。）及び森林経営管理法附則第4条の規定による改正前の森林法（以下「旧森林法」という。）及び「森林法第10条の11の2第1項第2号」を「旧森林法第10条の11の2第1項第2号」及び「森林法第10条の11の4第1項」を「旧森林法第10条の11の4第1項」及び「森林法第10条の11の6第2項」を「旧森林法第10条の11の6第2項」に改め、回表事業の規模の欄中「ア又はイ」を「ア、イ又はウ」に改め、同欄に次のように加える。  
ウ 森林経営管理法第35条第1項に規定する経営管理実施権配分計画（以下「実施権配分計画」という。）に基づいて行う場合は、アの規定を準用するものとし、この場合において、「森林経営計画」とあるのは「実施権配分計画」と読み替えるものとする。  
別表一を次のように改める。

別表 2 特定森林再生事業

事業の区分	事業主体	事業の規模	補助金の額	事業の実施要件	
森林緊急造成	人工造林	(ア) 市町村（ただし、事業主体が自ら所有する森林以外で森林所有者と協定を締結した森林、森林経営管理法第 4 条の規定により市町村が経営管理権の設定を受けた森林、又は寄附や分収林契約解除等により公有化した森林で実施する場合に限る。） (イ) 森林整備法人等、森林組合等、特定非営利活動法人等、民間事業者（ただし、事業主体が自ら所有する森林で実施する場合を除くこととし、地方公共団体及び森林所有者と協定を締結した場合に限る。）	1 施行地の面積が 0.1 ヘクタール以上（付帯施設等整備及び森林作業道整備を除く。）	当該事業に要した経費について、知事が査定した額の 40 パーセント。 ただし、事業主体が市町村及び森林整備法人等の場合は、当該事業に要した経費について、知事が査定した額の 50 パーセント。	森林環境保全整備事業計画に基づき行う事業とする。
	樹下植栽等				
	下刈り				
	雪起こし				
	倒木起こし				
	除伐				
	付帯施設等整備				
	鳥獣害防止施設等整備				
	林内作業場及び林内かん水施設整備				
	林床保全整備				
	荒廃竹林整備				
被害森林整備	人工造林	(ア) 市町村（自ら所有する森林で事業を実施する場合、森林所有者と協定を締結して事業を実施する場合、又は、森林経営管理法第 4 条の規定により経営管理権の設定を受けて事業を実施する場合に限る。） (イ) 森林整備法人等、森林組合等、特定非営利活動法人等、森林経営計画策定者又は民間事業者（自ら所有する森林で実施する場合でなく、かつ、市町村及び森林所有者と協定を締結して事業を実施する場合に限る。また、森林経営計画策定の場合は、当該者が策定した計画の対象森林を含む林班内に存する森林において事業を実施する場合に限る。）	1 施行地の面積が 0.1 ヘクタール以上（付帯施設等整備、森林作業道整備及び森林保全再生整備を除く。）	当該事業に要した経費について、知事が査定した額の 40 パーセント。	
	樹下植栽等				
	下刈り				
	雪起こし				
	倒木起こし				
	枝打ち				
	除伐				
	保育間伐				
	更新伐				
	付帯施設等整備				
	鳥獣害防止施設等整備				
林内作業場及び林内かん水施設整備					
林床保全整備					
荒廃竹林整備					
保全松林緊急保護整備	保全松林健全化整備	市町村、森林所有者、森林組合等、森林整備法人等、森林所有者の団体及び森林経営計画策定者（ただし、当該計画の対象森林を含む林班内に存する森林において事業を実施する場合に限る。）、民間事業者とする。	1 施行地の面積が 0.1 ヘクタール以上（付帯施設等整備及び森林作業道整備を除く。）	当該事業に要した標準経費の 70 パーセント	松くい虫被害対策の実施について（平成 9 年 4 月 7 日 9 林野造第 105 号林野庁長官通知、以下同じ。）に基づき公益的機能の高い健全な松林の整備を行う事業とする。
	衛生伐				
	松林保護樹林帯造成				
	人工造林				
	樹下植栽等				
	下刈り				
	雪起こし				
	倒木起こし				
	除伐				
	保育間伐				
	更新伐				
付帯施設等整備					
林床保全整備					
荒廃竹林整備					
森林作業道整備					

（備考） この表で使用している用語の意義は、森林環境保全整備事業実施要綱及び森林環境保全整備事業実施要領で使用している用語の例による。

別表三事業主体の欄中「位置づけられた者」の次に「、民間事業者」を加える。  
別表四経費区分の欄中「又は「特定間伐等促進計画」の造林」を「、特定間伐等促進計画」又は「経営管理実施権配分計画」の造林」に改め、同表備考の欄中「使用されるもの」を「使用されるくぬぎ、こなら等」に改める。

#### 附 則

この告示は、公布の日から施行し、改正後の福岡県造林事業補助金交付規程の規定は、令和元年度分の補助金から適用する。